

第4部 支援施策の実施

第1章 県税及び市町村税の特例措置

1 申告・納税期限の延長

法定納期限までに申告・納税することが困難と認められる被災納税者には、個別の申請によりこの期限を延長した。

区 分	税 目	件 数(件)	金 額(千円)	備 考
県 税	法人県民税	8	239	
	法人事業税	8	88	
	個人事業税	6	329	
	計	22	656	
市町村税	法人市町村民税	3	256	境港市、西伯町、名和町

2 納税の猶予

納期限までに納税することが困難と認められる被災納税者には、個別の申請により、その納めることができない金額を限度として納税を猶予した。

区 分	税 目	件 数(件)	金 額(千円)	備 考
県 税	個人県民税	1,014	4,385	
	法人県民税	2	180	
	個人事業税	8	977	
	不動産取得税	10	1,478	
	自動車税	11	390	
	鉦 区 税	2	171	
	計	1,047	7,581	
市町村税	個人市町村民税	1,014	9,698	西伯町、会見町、日野町、溝口町
	法人市町村民税	1	65	日南町
	固定資産税	8	2,093	米子市、日南町
	国民健康保険税(料)	1,353	33,744	西伯町、会見町、日南町、日野町、溝口町
	計	2,376	45,600	

3 減 免

被災納税者の個別の申請により、納税することが真に困難な者に対して、税の一部又は全部を減免した。

区 分	税 目	件 数(件)	金 額(千円)	備 考
県 税	個 人 県 民 税	4,455	20,868	
	個 人 事 業 税	11	696	
	不 動 産 取 得 税	47	7,074	
	計	4,513	28,638	
市町村税	個 人 市 町 村 民 税	4,455	42,002	米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、名和町、日南町、日野町、 溝口町
	法 人 市 町 村 民 税	2	5	境港市
	固 定 資 産 税	11,750	63,217	米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、日吉津村、名和町、 日南町、日野町、溝口町
	都 市 計 画 税	397	170	境港市
	国民健康保険税(料)	2,730	63,050	米子市、境港市、西伯町、会見町、 岸本町、大山町、名和町、日南町、 日野町、溝口町
	計	19,334	168,444	

第2章 被災者住宅再建に係る支援

中山間地は特に高齢者率も高く、生活基盤の再建に困難を生じている事例が多いことから、被災者が安心して生活できる基盤整備を支援することによって、被災市町村が活力を失うことなく力強い復興に取り組むことを可能とするため、住宅の建設・補修及び石垣・擁壁の補修等に対して補助を行うこととした。

1 住宅復興補助金

交付主体は市町村であり、県は市町村に対して補助を行うこととし、補助対象の内容下限の設定、本人負担額等、事業の詳細な条件は市町村が定めることとした。

(1) 住宅関連

鳥取県西部地震において被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する住宅の建設・購入又は補修を行う者に対して補助金を交付

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合	申込実績
建設	300万円	住宅の新築、既存の住宅面積の5割以上の建替え又は購入	県 2 / 3 ※居住していた市町村内に建設・購入する場合に限る。	296件
				590,500千円
補修	150万円	住宅の補修又は既存の住宅面積の5割未満の建替え	50万円以下 県 1 / 2 50万円～150万円 県 1 / 3 ※敷地内の浄化槽、給排水設備、電気設備、ガス設備の補修等を含む。	6,427件
				2,302,773千円
液状化復旧	150万円	液状化によるものの基礎の復旧（地盤補強、住宅の整地等を含む）	50万円以下 県 1 / 2 50万円～150万円 県 1 / 3	188件
				105,067千円

(2) 石垣関連

崩壊により、自己又は他の者の住宅等建物に被害を及ぼしたり、道路・水路等地域住民の生活に支障をきたすと認められる石垣・擁壁を補修する者に対して補助金を交付

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合	申込実績
石垣関連	150万円	被災に係る面積部分のみ。従前の石垣等の復旧に要する工事費まで。	県 1 / 3	857件
				304,117千円

また、この地震を契機として、今後の自然災害による住宅被害からの再建に資するため、鳥取県被災者住宅再建支援基金を創設した。その概要については、以下のとおりである。

鳥取県被災者住宅再建支援基金について

自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、被災者が生活基盤として中核をなす住宅の再建を速やかに行い、地域の活力を失うことなく、力強い復興を推進して被災前の活力を取り戻し、地域の維持・再生に資するため、県及び市町村が共同で鳥取県被災者住宅再建支援基金（以下「基金」という。）を設置し、被災地域の住宅再建支援を行うこととした。

1 対象とする災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村に協議して指定したもの。

2 基金の概要

(1) 基金は、県・市町村が共同で県に設置する。

市町村の加入については、各市町村の判断で任意とする。県は、加入する市町村が拠出する金額に相当する額を基金に拠出する。

なお、鳥取県が県内市町村と共同して造成する基金額と同額の助成が国から行われ、これが基金に拠出されることを期待する。

(2) 拠出目標金額：50億円

(3) 拠出年数：25年

その間対象となる災害があった場合には、基金総額が50億円に到達するまで。

※国からの拠出金50億円を別途期待

(4) 県と市町村の拠出割合：各1/2

(5) 支給対象：住宅建設及び住宅補修

(6) 補助金額：補助基本額の8割を基金から補助

2割は被災時に別途県と被災市町村で負担

<補助対象限度額>住宅建設 300万円 <補助基本額>住宅建設 300万円

住宅補修 150万円

住宅補修 117万円

※補助対象限度額は、住宅復興補助金と同額。

補助基本額の住宅補修の額は、復興補助金で想定している個人負担額33万円を差し引いた額

3 国全体の制度創設を働きかけ

この制度を全国的規模のものとすることによって、全国各地の被災地域の復興を支援できるよう、国に対して新たな仕組みの創設を働きかけていく。

これが実現した場合には、鳥取県の基金はこれに合流するものとする。

2 利子補給・融資

・住宅金融公庫等災害復興住宅融資への利子補給

住宅金融公庫等災害復興融資を受ける者（利率2.1%）に対し、当初6年間、2.1%の利子補給を行う。

融資限度額	建設	2,080万円	35年償還、整地資金を含む
	補修	970万円	20年償還
申込実績		127件	13年6月末現在 利子補給未開始

・鳥取県災害復興住宅建設資金の融資

住宅金融公庫融資等を受ける者に対して、上乘せ融資を行う

融資限度額	建設	400万円	
	補修	200万円	
融資利率		2.1%	
申込実績		2件	13年6月末現在 融資未開始

3 公営住宅建設への補助

市町村が行う被災者のための公営住宅整備事業に対し、県単独の嵩上げ補助を行う。

補助率：国庫補助対象経費の1/4

4 県営住宅の家賃減免

1年間家賃を全面減免する。

対象者	り災証明の交付を受けた者		
減免期間	平成13年9月末まで		
申込実績	件数	38件	
	金額	6,198千円	

5 民間賃貸住宅への家賃補助

被災者が民間賃貸住宅に入居した際に行う市町村の家賃補助に対し補助する。

補助率	1/2		
申込実績	件数	41件	
	金額	2,111千円	
13年6月末現在			

6 民間空家借上げ補助

市町村が民間空家を借り上げて補修し、被災者に賃貸する経費について補助する。

補 助 率	1 / 2		13年6月末現在
申 込 実 績	件 数	4 件	
	金 額	527千円	

7 被災家屋等の解体

鳥取県西部地震では、居住が困難で、二次災害の危険もあるため解体せざるを得ない被災家屋が多数発生した。このため、生活環境の保全の観点から市町村が被災家屋等の解体を行った。この事業については、国庫補助事業(災害廃棄物処理事業)の対象とならないため、県において補助を行った。

被災家屋等の解体状況

(単位：千円)

市 町 村 名	解体申請件数	事 業 費	補 助 額	進 捗 率
米 子 市	349	295,212	147,605	93%
境 港 市	387	315,877	157,938	90%
西 伯 町	198	214,555	107,277	85%
会 見 町	90	66,534	33,267	100%
岸 本 町	36	19,503	9,751	100%
日 吉 津 村	1	616	307	100%
日 南 町	31	24,951	12,475	90%
日 野 町	322	296,726	148,363	90%
江 府 町	23	15,882	7,941	97%
溝 口 町	226	205,005	102,502	93%
合 計	1,663	1,454,861	727,426	91%

*12年度で事業が完了しない市町村は13年度に繰り越した。

*進捗率は、平成13年6月30日現在

8 災害廃棄物の処理

鳥取県西部地震では、多くの家屋が被害にあったため、解体した家屋から、木くず・がれき等の廃棄物や壊れた陶器等不燃物が大量に発生したため、臨時収集を行い、災害廃棄物の処理を行った。これは、災害廃棄物処理事業費補助金（国庫補助金）を受け、市町村が実施した。

災害廃棄物の処理

(単位：千円)

市 町 村 名	事 業 費
米 子 市	274,416
境 港 市	412,533
西 伯 町	99,855
会 見 町	72,464
岸 本 町	12,570
日 吉 津 村	980
日 南 町	13,957
日 野 町	366,552
江 府 町	9,628
溝 口 町	152,130
合 計	1,415,085

第3章 企業等に対する支援

1 災害対策特別融資（中小企業に対する金融措置）

県では、被害を受けた企業に対して、早急な復旧と経営安定を図るため、緊急の金融措置を講ずることとし、10月12日から取り扱いを開始した。その概要は次のとおりである。

(1) 平成12年鳥取県西部地震対策特別資金

- ア 目的 平成12年鳥取県西部地震により被害を受けた企業に対して、災害復旧資金を融資することにより、企業の経営の安定に資することを目的とする。
- イ 対象 平成12年鳥取県西部地震により被災したことについて、商工団体の認定を受けた企業（中小企業に限らない。）
- ウ 対象経費 ① 被害の復旧に要する経費（事務所、工場、店舗等の修復に要する経費）
② 当面必要となる運転資金（商品の再仕入れ、手形の決済等に要する経費）
- エ 融資限度 ① 被害の復旧に要する経費 5,000万円以内（特認1億円以内）
② 当面必要となる運転資金 2,000万円以内（特認5,000万円以内）
- オ 貸付利率 当初6年間は無利息。その後は現行金利下で、保証なし0.64%
保証付き0.54%（変動金利）
- カ 貸付期間 10年以内（うち据置2年）
- キ 保証料率 当初6年間は0%。その後は0.4%
- ク 申込期間 平成12年10月12日～平成13年9月28日
- ケ 申込窓口 商工団体（商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会）

平成12年鳥取県西部地震対策特別資金融資実績

市町村別内訳

（単位：件、千円）

市町村名	件数	金額	市町村名	件数	金額	市町村名	件数	金額
鳥取市	2	30,800	関金町	1	3,000	日南町	11	110,054
倉吉市	4	16,800	北条町	1	5,000	日野町	60	381,114
米子市	444	4,883,030	西伯町	15	183,600	江府町	12	55,700
境港市	135	2,149,973	会見町	5	104,000	溝口町	23	319,293
福部村	1	5,600	岸本町	24	209,750			
鹿野町	1	12,000	日吉津村	13	103,700			
羽合町	4	86,000	淀江町	11	96,000			
東郷町	4	36,000	大山町	30	150,650			
三朝町	12	184,000	名和町	4	57,200	合計	817	9,183,264

(2) 平成12年鳥取県西部地震に係る県制度融資の償還猶予措置

- ア 目的 平成12年鳥取県西部地震に伴う被災により、返済資金の調達が困難となっている中小企業者に対して、県制度融資の既往借入金の償還猶予及び貸付期間の延長を行うことにより、企業の資金繰りの緩和を図る。
- イ 対象 平成12年鳥取県西部地震に伴い償還猶予措置が必要であることを、商工団体が認定した中小企業者で次のいずれの要件にも該当する者。
- ・平成12年10月6日以前に県制度融資を利用し、被災に伴う延滞を除き当該融資につき約定どおり返済している者。
 - ・この措置を受けた後の償還が見込まれる者。
- ウ 措置内容 1年以内の償還猶予及び1年以内の貸付期間の延長
- エ 申込期間 平成12年10月18日～平成13年3月30日

(3) 上記の県の金融措置のほかに、政府系金融機関及び地方銀行の災害融資が創設された。

2 鳥取県工業団地液状化対策推進補助金

鳥取県西部地震による液状化対策を講ずる工業団地の企業に対して、その経費の一部を補助する制度を創設した。

○工業団地液状化対策推進補助金の概要

鳥取県西部地震による液状化対策を講ずる工業団地の企業に対し、その経費の一部を県及び市町村が協調して助成を行う。

交付先	液状化対策を講じる企業に対して支援する市町村
補助率	1/2
対象用地	液状化現象が発生した工業団地（企業局が助成する団地を除く。）
対象事業	敷地面積に対する液状化対策を講じる建築面積の割合（建ぺい率）が概ね30%以上の企業に助成する事業
補助対象額	補助基準単価（1,500円/平方メートル）×対象面積

3 鳥取県液状化対策推進補助金

鳥取県企業局の所管する工業団地において大きな液状化被害を受けたことから、企業局では震災後速やかに被災企業の復旧支援を行うことを決定し、当該工業団地に既に進出している又は今後進出しようとする企業が液状化対策を講じた場合、その費用の一部を補助するという全国で初の制度を創設した。

そして、「鳥取県営工業団地液状化対策検討委員会」を設置し具体的な液状化対策工法等について取りまとめを行い、その結果を基に説明会を開催するなど各企業に対して助言や指導を行っている。

平成13年5月末現在で、この補助金を利用し液状化対策を講じた企業は1社であるが、既に数多くの企業から問い合わせを受けており、今後着実に液状化対策が進むものと思われる。

4 鳥取大学の支援

鳥取大学工学部から、今回被災された県内企業に対して、技術的な支援、人的な支援の申し出があった。(要請した企業はなし。)

第4章 福祉・保健活動

第1節 住民の健康相談等

震災後の住民に対する健康相談やメンタルケア等に対応するため、健康福祉センター（保健所）、精神保健福祉センター、県立病院等の医師、保健婦、看護婦等が以下の取組みを行った。

また、鳥取大学医学部、国立療養所鳥取病院、鳥取県精神科病院協議会の協力を得て、メンタルケア相談を実施した。

さらに、民生委員、福祉関係職員も高齢者・障害者等に対し福祉相談に取り組んだ。

項 目	実 施 概 要
被災地の巡回健康相談 及び家庭訪問 〔米子市、境港市、 西伯町、日野町、 溝口町、岸本町、 日南町〕	実施期間：10月7日～27日 内 容：健康福祉センター（保健所）、精神保健福祉センター、県立病院等の医師、保健婦、看護婦等が巡回班を編成し、避難所、高齢者・障害者等の家庭訪問による健康相談・生活指導等を実施 実 績：延 305 人を派遣し、避難所巡回：延 129 か所、家庭訪問：延 1,200 件を実施 実施日：11月8日 内 容：地元の要請に基づき、米子市安倍彦名地区の住民の健康相談を県と米子市が共同で鳥取大学医学部の支援を受け実施 実 績：31件
被災地の巡回福祉相談 〔米子市、境港市、 西伯郡、日野郡〕	実施期間：10月11日～31日 内 容：健康福祉センター（福祉事務所）の福祉専門職等が巡回班を編成し、高齢者、障害者等に対する福祉相談を実施 実 績：延90人を派遣
メンタルケア相談窓口 の設置 〔西部健康福祉セン ターに電話相談窓 口を設置〕	開設期間：10月9日～11月9日 内 容：個人からの電話相談や市町村・巡回班からの要請に対応し、個別訪問指導も実施（精神科医師及び保健所保健婦が対応） 特記事項：鳥取大学医学部、国立療養所鳥取病院、県精神科病院協議会の支援協力（10月10日～11月6日） 実 績：巡回相談73件、電話相談 131 件
メンタルケア専用相談 電話「震災・心の健康 ホットライン」の設置 〔西部健康福祉セン ター及び日野地域 保健福祉部に設置〕	実施期間：11月10日～3月末 内 容：個人からの電話相談に対応し、個別訪問指導も実施（保健所保健婦が対応、精神科医師がバックアップ） 特記事項：鳥取大学医学部、国立療養所鳥取病院、県精神科病院協議会の支援協力（11月10日～） 相談件数：50件 主な相談対応： ○不眠、めまい、体重減など体調不良等を訴える者の症状把握を行い、専門医療機関での受診を勧奨した ○地震の再発不安のある者の相談に応じ、不安感の解消に努めた
子どもの心のストレス 相談の実施 〔西部健康福祉セン ター内で実施〕	実施時期：10月13日、14日、21日、28日の4回実施 内 容：精神保健福祉センターの医師、心理判定員等による相談対応 実 績：9件

項 目	実 施 概 要
子どもの心の相談の実施	開設期間：10月17日～11月3日（西伯小学校に設置） 11月4日～11月末まで（西伯プラザに設置。土、日のみ開設） 内 容：西伯郡内を対象に児童相談所の心理判定員等による相談対応 実 績：電話相談2件、来所による相談11件

《震災対策従事者に対する研修等》

項 目	実 施 概 要
メンタルケア相談対応者研修会の開催	期 日：10月14日、16日、21日、11月29日 対 象 者：保育所保育士、養護教諭、市町村・保健所保健婦等 内 容：県立精神保健福祉センター所長によるメンタルケア対応に関する講義等
メンタルヘルスリーフレット等の作成配布	名 称：鳥取県西部地震メンタルヘルスリーフレット 内 容：「震災後のこころとからだ」、「保育所に通われるお子さんをお持ちのご家族の方へ」、「小学校に通われるお子さんをお持ちのご家族の方へ」、「お母さん、お父さん、無理していませんか？」の4種類のリーフレット作成 配 布 先：10月下旬に保育所など関係機関
	名 称：災害時の心の対応マニュアル 内 容：広島市及び東京都精神保健福祉センター編集のパンフレット 紹 介 先：10月中旬に市町村健康福祉センターなど関係機関

《関係団体による震災支援対策》

項 目	実 施 概 要
被災市町村職員の健康相談等の実施	対象市町：日野町(10/27)、溝口町(11/6)、西伯町(11/7)、米子市(11/20) (実施日) 内 容：鳥取県保健事業団による被災市町村職員の健康診断、健康相談等を実施 実 績：87人
被災市町村職員等援助者のための過労防止ホットラインの設置	期 間：11月20日～3月31日 内 容：鳥取県臨床心理士会による「震災による教職員・役所職員等援助者のための過労防止ホットライン」の設置 実 績：1件

第2節 民生委員の対応状況

被害の大きかった市町においては、地震発生後、民生委員が市町と連携して高齢者世帯等の安否確認を行うとともに、高齢者世帯等のニーズ把握や地震被害につけ込む悪徳業者への注意喚起、被災者に対する助成制度の周知などのため、訪問活動を行った。

第3節 福祉・保健関係 被災者支援施策

事業名	概要	予算区分	執行状況
介護予防拠点整備事業 (日野町高齢者自立支援センター)	日野町では、震災以後、ひとり暮らし高齢者から夜間における生活が不安であるとの声が上がっている。 こうした高齢者について精神的不安を解消するため、共同生活の場を確保するとともに、地域で支える体制を整備する。 (整備内容) 鉄筋コンクリート造2階建て(450.7m ²) ○グループリビング用居室(6室) ○調理実習室・食堂、趣味活動・研修室、生産活動室、ボランティア室	2月補正	○予算額135,969千円 (国10/10)
被災地高齢者等生活支援	①事業主体：市町村 ②支援の対象者 高齢者世帯、身体障害者手帳や療育手帳の所持者、母子家庭等 ③支援内容 家屋の清掃、整理整頓、家屋の小修繕 ④助成額 ・1世帯当たり10万円 ・ボランティアを活用し、実施する場合：5万円 ⑤負担割合：県1/2 市町村1/2	10/10専決	○予算額 80,000千円 ○助成額 75,116千円 ○助成件数 1,653件
被災世帯への見舞金	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対し見舞金を配布する。(単県費) 配布額：1世帯あたり20,000円	10/10専決	○予算額 70,000千円 ○配布状況 2,808世帯に配布 (56,160千円)
災害援護資金	①事業主体：市町村 ②貸付対象者 住居が全壊又は半壊した世帯、療養期間が1ヶ月以上の世帯主等(所得制限有り) ③貸付対象：住宅の改築、補修等 ④貸付限度額 住宅の全壊：350万円、 半壊：250万円等 ⑤負担割合 国2/3 県1/3 ⑥利率：3%→6年間利子を0%とする。	11月補正及び 2月補正	○予算額 333,480千円 〔11月補正 133,500千円〕 〔2月補正 199,980千円〕 ○貸付決定額 316,680千円 ○決定件数 152件
生活福祉資金	①事業主体：鳥取県社会福祉協議会 ②貸付対象者 ・低所得世帯(所得制限有り) ・障害者世帯・高齢者世帯 ③資金区分及び限度額 ・災害援護資金(150万円) ・住宅資金(全壊：350万円、 半壊：250万円) ④負担割合 国2/3 県1/3 ⑤利率：3%→6年間利子を0%とする。	既定予算 →11月補正	○貸付決定額 26,954千円 ○貸付件数 14件

事業名	概要	予算区分	執行状況
生活福祉資金 特例貸付 (小口貸付)	①事業主体:鳥取県社会福祉協議会 ②貸付対象者 今回の地震で被災し、避難所等に避難している又は避難していた世帯であって当面の生活費を必要とする者 ③貸付限度額 10万円(1世帯1回限り) ④負担割合 国2/3, 県1/3 ⑤利率:3%→6年間利子を0%とする。	既定予算 →11月補正	○貸付決定額 4,950千円 ○貸付件数 50件
母子寡婦福祉 資金貸付事業	①事業主体:鳥取県(各健康福祉センター) ②貸付対象者 母子家庭の母、寡婦等 ③貸付限度額 ・住宅資金(200万円) ・転宅資金(26万円) ・生活資金(月額10.3万円) ④負担割合 国2/3 県1/3 ⑤利率:3%→6年間利子を0%とする。	既定予算 →11月補正	○貸付決定件数6件 貸付決定額 906万円 〔住宅資金 38万円〕 〃 200万円 〃 180万円 〃 88万円 〃 200万円 〃 200万円 ※いずれも住宅補修
【救助対策費】 応急対応経費	災害救助法適用市町等及び県が実施した応急対応に要した経費 〔応急仮設住宅 89,672千円 炊き出し(弁当) 51,948千円 救援物資(防水シート等) 46,892千円 等〕 ※被災地高齢者等生活支援、被災者への見舞金を含む。	10/10専決 及び 2月補正	○予算額 560,000千円 〔専決 800,000千円〕 2月補正 △240,000千円 ○執行額 521,481千円 〔・県実施分 352,700千円 ・市町村実施分 168,781千円 ※国庫負担金 108,107千円〕
【授業料減免等】 ・保育専門学 院授業料 ・県立歯科衛 生専門学校 授業料	・全壊、半壊の被害:全額免除 ・上記以外の被害:半額免除		○県立歯科衛生専門学校 →全免1名 12.10~13.3(56,400円) ○保育専門学院 →全免2名 12.10~13.3(56,400円) 13.4~14.3(112,800円) →半免1名 12.10~13.3(28,200円) 13.4~14.3 (56,400円 3名)

第5章 農林水産業支援

(1) 平成12年度鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金

鳥取県西部地震により著しい被害を受けた農業者が、経営の維持安定のために必要な資金を借り受けた場合に、借入後6年間に限り、金利負担と信用保証料負担が0%となるよう助成を行う。

(通常貸付金利はH12.10時点)

区分 資金名	資金用途	貸付条件					
		償還期間 ()内据置	貸付限度額	融資率	通常 貸付金利	助成後 金利負担	
		年	千円	%	%	%	
施設 復旧 費等	農業近代化資金 (建構築物造成)	1 農業用建物・構築物の造成、 取得	15(3)	18,000	80	2.1	0.0
	農林漁業施設資金 (公庫資金)	1 農林漁業施設等の復旧費	15(3)	3,000	80	2.1	0.0
2 被害果樹の改植・補植費		25(10)					
経 営 費	自作農維持資金 (公庫資金)	1 経営再建費、収入減補てん (災害により支出を生じた 経費、販売収入で支出予定 の経費等)	20(3)	2,000	—	2.1	0.0
		1 経営再建費、収入減補てん (災害により支出を生じた 経費、販売収入で支出予定 の経費等)	6(0)	一般 2,000 果樹、畜産 5,000	—	3.35	0.0

【平成13年6月末現在融資実績】 37,180千円(16件)

(2) ため池等災害復旧工事受託事業

今回の震災では、多数のため池等において被害が発生した。しかし、ため池等の復旧事業には設計・積算及び施工管理に高度な技術を要するが、被災市町村は、技術者が不足し、対応が困難であるため、被災した市町村に代わり、県が復旧事業を実施することで、早急に従前の効用回復を図る。

(事業内容)

市町村からの要請により、県が受託して復旧工事を実施する。

(3) 農地小災害復旧支援事業

激甚災害の指定をされた場合、農地・農業用施設の災害復旧事業の小規模なものについては、13~40万円未満のものに起債制度が適用されるが、指定されない場合、農地災害については起債の対象外となり指定市町村と格差が生じる。このため、指定されなかった市町村の負担を軽減し、復旧の促進と耕作放棄の防止を図る。

(事業内容)

激甚指定外の市町村が実施する1箇所13万円以上の農地災害復旧事業について、市町村が負担する額の1/2を県が市町村へ助成する。

(4) 水産業復興支援緊急対策資金

震災により必要となった施設の補修等に要する経費を融通した金融機関に対し、利子補給を行うことにより、被災した漁業者、水産加工業者、漁協などの金利負担を軽減し、水産業の復興を支援する。

資金の概要

対 象 者	漁業者、水産加工業者、漁協等
貸付限度額(融資率)	5,000万円(100%)
貸付期間(据置期間)	10年以内(3年以内)
金 利	当初6年間0%、7年目以降0.6%
保 証 料	0%

融資実績

①融資額(18件)		232,150千円
②利子補給額(13~23年)	県負担1/2	18,554千円
	市町村負担額1/2	〃
③保証料助成額(13~23年)	(全額県費)	11,637千円

(5) 鳥取県漁業信用基金協会への無担保融資枠設定費補助

水産業復興支援緊急資金の融通を円滑にするため、鳥取県漁業信用基金協会に無担保保証制度を創設した。

1被保証人あたりの無担保保証枠 1,000万円

第6章 教育関係支援

第1節 子どもたちの心のケア

地震による影響を受けた子どもたちの心のケアのため、県医師会、県臨床心理士会等の協力を得て、次のような支援策を行った。

項 目	実 施 概 要
保護者向けパンフレットの配布	配布期日：10月20日 内 容：「鳥取県西部地震に係る子どもの心の健康相談について」 ・子どもの心の健康チェックについて(こんなことはありませんか) ・相談窓口の紹介 配布対象：鳥取県西部地区保護者全員
「非常災害時における子どもの心のケア」(文部省資料)の配布	配布期日：10月25日 内 容：学校における子どもの心のケアのため、平成10年度に配布した冊子を追加で配布した。 配布対象：県下の小・中・高・盲・聾・養護学校
常駐相談の実施(日野中学校に設置)	実施期間：10月16日～11月7日(土・日・祝日を除く毎日 16日間) 11月8日～12月22日(土・日・祝日を除く週2回) 内 容：臨床心理士を常駐派遣し、日野郡内の児童生徒の心の健康相談を実施 実 績：86件 そ の 他：西伯郡内を対象に西伯プラザで同様の相談対応(福祉保健部)
巡回相談の実施	実施期間：10月18日～11月2日 内 容：米子市及び境港市の心のケアが必要な児童のいる小学校9校を中心に臨床心理士が巡回、児童生徒の心の健康相談を実施 実 績：54件
「心の健康相談窓口」の設置	実施機関：10月9日～3月31日 内 容：鳥取県西部地区のヘルスカウンセリングアドバイザー(精神科医・臨床心理士)5名による電話相談対応 実 績：13件
児童生徒の「心のケア」に関する研修会	実施期日：10月17日、19日、23日 実施場所：日野町立日野中学校、西伯町立西伯小学校、米子市明道公民館 対 象：小・中・高等学校の校長、養護教諭、教育相談担当等、心のケアを担当する教員の中から1名(鳥取県西部地区を中心) 参 加 者：90名
防災教育・災害時の心の健康に関する研修会	実施期日：11月8日 実施場所：淀江町中央公民館 対 象：小・中・高等学校の防災教育担当者・養護教諭・保健体育主事等から1名(鳥取県西部地区を中心) 参 加 者：142名

第2節 授業料の減免等

地震による被災の支援策として、授業料の減免など次のような支援策を行った。

項 目	実 施 概 要
県立高等学校授業料の減免	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：「授業料減免の取扱いについて、通常の減免の開始時期は減免の決定月であるが、特例として、決定月に関わらず10月を減免開始月とする」(10/13)、「奨学金を受給していても減免出願を可能にする」(10/24) (いずれも各県立高等学校へ通知)</p> <p>実 績：減免措置者141名(全免)、230名(半免) (13年7月25日現在)</p> <p>そ の 他：各高校を通じて申請を受付</p>
高等学校定時制・通信制における教科書学習書の給与	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：就学が困難な生徒に対し、教科書等の給与を行う(10/10 各県立高等学校へ通知)</p> <p>そ の 他：各高校を通じて申請を受付</p>
日本育英会奨学金の緊急採用	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：緊急に奨学金が必要と認められる大学生などに対し、奨学金の緊急採用を受け付ける(10/10 各県立高等学校へ通知)</p> <p>実 績：申請者5名</p> <p>そ の 他：日本育英会鳥取県支部で申請を受付</p>
県育英奨学資金返還金の返還猶予	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：県育英会奨学資金返還金の返還猶予を実施(10/23に該当する地域の現在返還中の奨学生に対し通知)</p> <p>実 績：申請者5名</p> <p>そ の 他：随時、猶予願いを受付</p>
県立高等学校事務職員の派遣	<p>実施期間：10月13日～</p> <p>内 容：県立高等学校の事務職員を被害状況調査等の補助として会見町へ派遣</p> <p>実 績：10/13(3名)、10/15(2名)、10/16(2名)派遣</p>
教職員及び生徒のボランティア活動の呼びかけ	<p>実施期間：10月9日</p> <p>内 容：教職員及び生徒がボランティア活動を行う際の連絡先や活動内容、ボランティア休暇制度などの情報提供(各県立学校へ通知)</p> <p>実 績：教員ボランティア休暇取得者(53名)</p> <p>他に休日を利用して活動した教職員、生徒多数あり</p>
県進学奨励資金の返還債務猶予及び年度中途の申請受付	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：県進学奨励資金の返還猶予申請の案内(10/16 県西部の関係者へ通知)、県進学奨励資金の年度中途の貸与申請の受付(10/16 県西部関係市町へ通知)</p> <p>実 績：猶予申請10件</p> <p>そ の 他：今後は、猶予申請書を審査し、適当と認められた時は、猶予の決定をし申請者にその旨を通知</p>
災害見舞金請求関係	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：災害見舞金請求についての通知を全所属・学校へ送付(10/12) 災害見舞金請求についての通知を任意継続組合員へ送付(震度5弱以上に居住する者)(10/13)</p> <p>実 績：申請件数95件</p> <p>そ の 他：福利ととりに災害見舞金について記載(11月中旬)</p>

第7章 財政支援

第1節 市町村資金貸付金による復旧の支援

1 概要

鳥取県西部地震により被害を受けた市町村が行う災害復旧事業等について、市町村の一般財源の資金不足を補うため県が無利子で融資を行った。

2 対象事業

地震により被害を受けた市町村が、応急対策、災害救助、災害復旧等を実施するために要した経費。実施事業費から、国庫補助金等の特定財源を控除した額を対象とする。

3 制度の内容

(1) 貸付利率 無利息

(2) 償還期間 15年（据置5年）

4 貸付実績（見込み）

（単位：千円）

市町村名	貸付金額（2001.5.10現在）	今後貸付予定額
米子市	1,192,800	1,295,100
境港市	590,400	245,600
西伯町	277,700	609,200
会見町	161,700	209,200
岸本町	34,000	303,000
日吉津村	18,100	—
淀江町	4,000	15,000
日南町	100,000	114,500
日野町	1,268,000	1,206,900
江府町	190,000	160,000
溝口町	436,600	491,400
日野病院	94,000	—
計	4,367,300	4,649,900

5 その他

地震対策に係る資金需要に応えるため、上記貸付金の原資となる基金を平成12年11月2日に80億円積み増しした。

第2節 市町村振興交付金による復旧の支援

1 概要

鳥取県西部地震で被災した施設のうち、地区公民館、飲料用の井戸施設といった公共施設の災害復旧事業で対応できないものを対象に、単県補助による支援を行った。

2 対象事業

地震で被災した地区公民館、井戸等の修繕・改築に対し市町村が補助する事業（補助率1/2）

3 事業実績

平成12年度

(単位：千円)

市 町 村	事 業 内 容	事 業 費	交 付 額
米 子 市	地区公民館 1カ所	844	422
西 伯 町	地区公民館 27カ所 井戸等の修繕 7カ所	12,852	6,426
会 見 町	地区公民館 6カ所	1,966	982
岸 本 町	地区公民館 2カ所	2,030	1,014
日 吉 津 村	地区公民館 6カ所	1,106	553
日 南 町	地区公民館 5カ所	1,743	871
日 野 町	井戸等の修繕 50カ所	20,000	10,000
江 府 町	地区公民館 8カ所	3,500	1,750
溝 口 町	地区公民館 5カ所	1,490	745
計	公民館 60カ所 井戸修繕 57カ所	45,531	22,763

平成13年度（予定）

(単位：千円)

市 町 村	事 業 内 容	事 業 費	交 付 額
岸 本 町	地区公民館 2カ所	3,093	1,546
会 見 町	地区公民館 3カ所	1,360	680
西 伯 町	地区公民館 10カ所 井戸等の修繕 2カ所	6,200	3,100
日 野 町	地区公民館 22カ所 井戸等の修繕 50カ所	32,500	16,250
江 府 町	地区公民館 8カ所	8,000	4,000
計	公民館 45カ所 井戸修繕 52カ所	51,153	25,576

第3節 地方交付税の特例措置

1 普通交付税の繰上げ交付

普通交付税は、原則として4月、6月、9月及び11月に交付される（定例交付）こととなっているが、大規模な災害があった場合等には、特例として定例交付以外の時期に繰り上げて交付できることとなっている。具体的には、災害発生等の時期により、次期（6、9、11月）定例交付額のうち、公共施設被害額の基準財政需要額に対する割合を指標として、一定の基準により算定された額が、繰上げ交付されることとなっている。

今回の鳥取県西部地震に伴う繰上げ交付の状況は、次のとおりである。

(1) 交付日 平成12年10月24日(火)

(2) 交付額等 市町村分 15億5,700万円

(該当団体9市町、11月交付分の30%に相当する額)

市町村分普通交付税繰上げ交付額

(単位：千円)

市町村名	繰上げ交付額	市町村名	繰上げ交付額	市町村名	繰上げ交付額
米子市	383,000	会見町	134,000	日野町	204,000
境港市	344,000	岸本町	50,000	江府町	58,000
西伯町	181,000	日南町	65,000	溝口町	138,000
合		計 (2市7町)		1,557,000	

2 特別交付税による財源措置

災害復旧、災害対策に要する経費については、特別な財政需要が生じたという観点から、特別交付税において所要の財源措置がなされた。

交付日 平成12年12月13日(水)及び平成13年3月14日(水)

なお、概要は次のとおりである。

(1) 県分交付額

55億1,509万2千円 対前年36.6%増(伸び率全国第2位)

(2) 本県市町村における交付額の状況(カッコ内は前年度数値)

① 交付総額は、131億9,849万4千円(108億6,530万5千円)で、伸び率は21.5%(16.6%、全国平均5.3%)となり、市町村分も全国第2位の伸び率となった。

② 今回は、鳥取県西部地震の発生に伴い、災害対策関係の算定が大幅に措置されたため、被害の大きかった米子市、境港市並びに西伯郡及び日野郡の町村では交付額が大きな伸び率を示している。

(単位：千円、%)

市町村名	平成12年度交付額	対前年度増減率	市町村名	平成12年度交付額	対前年度増減率
米子市	1,432,146	49.0	名和町	177,872	6.9
境港市	1,133,064	45.1	中山町	151,654	7.5
西伯町	653,090	104.8	日南町	516,768	11.6
会見町	246,512	102.1	日野町	623,348	152.6
岸本町	180,433	42.9	江府町	270,069	17.4
日吉津村	65,931	19.1	溝口町	517,326	145.2
淀江町	169,984	7.7			
大山町	245,598	10.1	計	6,383,795	—

第8章 広報活動

第1節 報道機関への情報提供

(1) 概 況

地震発生直後から、各報道機関が災害対策本部室内での取材を開始したが、災害対策本部室近くに記者室がないため、災害対策本部室内に急遽、報道機関用のスペースを確保した。

これにより被害状況等の報道機関に対する情報提供及び記者発表は、災害対策本部室内で直接実施し、本庁舎県政記者室で補完的に情報提供を行なった。(この体制は災害復興本部への移行(11月2日)まで継続)

初日は情報集約体制が混乱し、被害状況速報の提供は、予定時刻(午後4時30分)から大幅にずれ込んだ午後6時30分となった。なお、2日目以降、被害状況速報は定時に、その他の情報については随時、資料提供及び記者発表を行った。

(2) 報道機関へ情報提供の状況

ア. 資料提供(被害状況)

期 間	提 供 時 刻 (緊急情報は随時)	備 考
10/ 6	17:00、17:30、18:30、19:00、21:00	避難所情報は23:30まで
10/ 7 ~ 10/ 8	8:30、12:00、15:00、18:00、21:00	
10/ 9 ~ 10/10	9:00、12:00、15:00、(16:00)、18:00、21:00	16:00 支援情報
10/11 ~ 10/15	9:00、(16:00)	16:00 支援情報
10/16 ~ 10/27	16:00	
10/28 ~ 11/19	16:00 (閉庁日の提供なし)	
11/20 ~ 4/ 6	毎週月曜日16:00	
4/13 ~	毎月初日	

イ. 記者発表 随時、災害対策本部室内で実施。

ウ. 知事記者会見

日 時	内 容	場 所
10/13 13:00	震災発生から一週間経過しての現状等について	企業局局長室
10/17 18:00	検討中の住宅再建施策について	企業局局長室

※10/23以降は、県政記者室で実施する定例記者会見の中で実施。

第2節 県政広報の実施

(1) 概 況

「県政だより」による復興に向けた県民の協力を呼びかけるメッセージの折り込み、県政だより、県政テレビによる震災の状況や復興への取組の紹介を行った。

そのほか、行政等による被災者支援情報について、新聞広告、文字放送、県のホームページ「とりネット」へ掲載し、周知に努めた。

(2) 実施状況

ア. 県政だより

号 数	タ イ ト ル	内 容
11月号	(県民向けのメッセージを折り込み)	A 4 版 1 枚
12月号	特集『鳥取県西部地震』	被災状況、県の対応状況及び復興に向けた取組等を紹介
1月号	特集『鳥取県西部地震を乗り越えて』	復興に向けた県内各地の動きを具体的に紹介

イ. 県政テレビ

放送日	番 組 名 等	内 容
10/16	『週刊！とりぽーと』(山陰中央テレビ)	復興に向けた県内の動き及び知事メッセージ
12/2	『とりっ子倶楽部』(山陰放送)	復興への歩みを住民インタビュー等を交え紹介
12/6	『週刊！とりぽーと』(山陰中央テレビ)	復興に向けての取組紹介

ウ. 新聞広告(県内向け)

実施日	掲 載 紙	内 容
10/18	日本海新聞	全7段、貸付金、県税の減免など
12/1	日本海新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	全10段、各種融資制度の案内
12/6	日本海新聞、山陰中央新報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	全10段、住宅再建のための補助金、融資など

エ. 新 聞 (お知らせ)

実施日	掲 載 紙	内 容
10/19	日本海新聞	半5段、住宅等相談窓口のお知らせ
10/20	山陰中央新報	半5段、住宅等相談窓口のお知らせ

オ. その他の媒体

実施日	媒 体 等	内 容
10/7～	とりネット、文字放送	被害状況、支援情報等の情報掲載
10/18	新聞広告	支援制度紹介
10/21	BSSラジオ 『どどーんと土曜日 新鮮組』	復興に向けて知事への電話インタビュー

カ. その他

「米子震災フォーラム」会場でのパネル展示

(実施時期) 平成13年2月6日～7日

(実施場所) 米子コンベンションセンター「ビッグシップ」

(展示内容) 震災発生から復興への取組を紹介するパネルを展示

第3節 風評被害対策

(1) 概況

震災直後から、いわゆる風評による被害が多く発生したことから、関係課、関係団体等が協力して、風評被害対策を実施した。

(2) 広報課による情報発信事業の実施

(媒体を使った情報発信)

実施日	媒体等	内容
10/16～	風評被害対策チラシ作成	A4判 計75,000枚
10/26	新聞広告	全7段、モノクロ、掲載紙（京都新聞・神戸新聞・山陽新聞・中国新聞）
10/29～31	大阪地下鉄車内吊り広告	B3ポスター、1,450枚
11/3	新聞広告	全15段、モノクロ、掲載紙（読売新聞）

(3) 観光課・県観光連盟による情報発信等の実施

実施日	内容	備考
10/6～	インターネットを通じた情報提供 (県観光HP掲載、旅行会社へのメール配信)	
10月～	テレビ・ラジオ番組放送、テレビスポット・旅行雑誌等への広告、大型映像装置でのスポット放映、電車中吊り広告、マスコミ招致など	関西、中国・四国
11/6	「元気いっぱい！鳥取県」宣言（米子市）	
11/7,8	旅館経営者、女将、県などによるキャラバン隊派遣（大阪、神戸、東京でのマスコミ・旅行会社訪問、街頭宣伝）	
11/27	鳥取・鳥根観光復興フォーラム開催（米子市）	運輸省・鳥根県と共同開催 12/4に運輸省による鳥取・鳥根観光対策連絡会議の開催

(4) 関係課等による取組の実施

実施日	実施機関	内容
10/28	東京事務所、文化振興課	神田神保町古本まつりでのPR
11/18	大阪事務所	甲子園球場「阪神・巨人OB戦」でのPR